

防衛庁陸上幕僚監部

防衛部防衛課防衛班

〒162-8802

東京都新宿区市谷本町5番1号

TEL 3268 - 3111内線40512 ~ 40518

FAX5229 - 2171

防衛班 吉田 圭秀

憲法改正（安全保障関連）

1． 安全保障に関し、盛り込むべき事項

(1)必要不可欠なもの

- 侵略戦争の否認
- 〔自衛隊／自衛軍／国防軍〕設置の明確な規定
- 総理大臣の最高指揮権及び文民統制に関する規定
- 個別的自衛権及び集団的自衛権、並びに国連の集団的措置（集団安全保障）に基づく武力行使の容認  
 但し、武力行使の事件及び範囲については、別途、法律で規定
- 国家緊急権利に関する規定

(2)望ましいもの

- 国みの国防義務の規定 - 徴兵制を表すものでない旨、整理が必要
- 軍刑法の制定、軍事裁判所の設置 軍隊に対するより厳しい規律、軍事に対する知見を反映した裁判

2． 憲法改正により可能となる事項

(1)集団的自衛権の行使

武力行使容認の程度

枠組み	現行憲法（解釈）	「武力行使等との一体化」解釈の解消（それ自体が武力による威嚇又は武力の行使に該当しない活動は、憲法上問題なし）	武力行使の容認
	他国の武力行使等と「一体化」する活動不可		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日米共同</li> <li>○有志連合（コアリッション）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺事態における米軍への「後方地域支援」</li> <li>○有志連合軍に対する「非戦闘地域」における後方支援</li> <li>○米軍等への一般的な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「後方地域」或いは「非戦闘地域」にかかわらず、米軍等への後方支援可能</li> <li>○「武器・弾薬の補給」可能</li> <li>○「発進準備中の戦闘機」に対する給油等可能</li> <li>○米軍等へのあらゆる情報提供が可能</li> </ul>	<p>武力行使の容認</p> <p>日本が攻撃されていない場合で米国等が攻撃された場合に、米国等の防衛可能（日本以外を標的とするミサイルのMDによる迎撃を含む）</p> <p>○有志連合軍に参加し戦闘行動（アフガン、イラク等）</p>

(2)国連の集団的措置（集団安全保障）

武力行使容認の程度

枠組み	現行憲法 （解釈）	武器使用権限の拡大		武力行使の容認
	受動的かつ限定的な必要最小限の武器使用 ○自己等防護 ○武器等防護	「自己等防護」、 「武器等防護」の要件緩和 ○防護対象拡大 ○参加要件緩和	「任務遂行のための武器使用」 権限の付与 ○警察活動に相当する活動	
○国連平和・執行・維持部隊 ○国連決議に基づく 多国籍軍	○「PKO参加5原則」を満たすPKOへの参加  ○多国籍軍の一貫として「非戦闘地域」における人道復興支援、後方支援  〔防護対象〕 ・自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者  ・自衛隊の武器等	○〔自己等防護の防護対象拡大〕  自己の管理の下にない下記人員 ・他国部隊の要員 ・在留邦人(NGO、マスコミ等) ・現地住民 ○〔武器等防護の防護対象拡大〕 ・国連の施設・設備・物品 ○「非戦闘地域」或いは「PKO参加5原則」にかかわらず、人道復興支援活動、後方支援活動、平和維持活動が可能	○国連平和維持隊、多国籍軍の一員として、治安維持活動が可能 ○PKF本隊業務において、検問突破を阻止するような武器使用が可能 ○海上阻止活動における警告射撃等が可能	○国連平和執行部隊に参加し、制裁措置等を実施（ソマリア等） 多国籍軍に参加し戦闘行動（湾岸多国籍軍等）

3．憲法（安全保障関連）改正草案（別紙）

憲法草案

第 章 安全保障

(侵略戦争の否定)

第 条 日本国は、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇又は武力の行使  
(戦争)を否認する。

(集団安全保障)

第 条 日本国は、国際の平和と安全を維持するために集団安全保障制度に加入する  
ことができる。

(軍隊の設置、権限)

第 条 日本国は、国の防衛のために軍隊を設置する。(陸海空軍を置く。)

2 軍隊は、我が国の防衛及び前条の規定に基づき行動したときは、集団的自衛権を  
行使することができる。

3 軍隊の任務、編成・装備及び行動・権限は、法律で定める。

4 軍人の身分は、法律で定める。

(国防軍の指揮監督)(内閣総理大臣)

第 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して国防軍の最高の指揮監督権を有する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

(国家緊急事態)

第 条 我が国の防衛その他緊急事態における体制は、法律で定める。

2 内閣総理大臣は、法律で定められた国家緊急事態に際し、法律に定められた手続  
に従い、日本国の領域及び特定の地域に国家緊急事態を布告し、国会に報告しな  
なければならない。

第 章 司法

(司法権)

第 条 司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所並  
びに特別裁判所に属する。

(特別裁判所)

第 条 特別裁判所の管轄に属するものは法律で定める。

第 章 国民の権利及び義務

(国民の国防義務)

第 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、国防の義務を負う。

(国民は、法律で定めるところにより、我が国の防衛その他緊急事態に際し必要な行  
動を執る義務を負う。)

( )は、下線部の代案である。